

下西議員（公明党）

令和3年7月1日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問）県立学校での「生理の貧困」対策について

東京都では、全都立学校の女性用トイレへ生理用品の配備を9月から始めるとしており、神奈川県では、モデル的に県立学校12校への配備を始めたそうである。

東京都や神奈川県における事例を踏まえ、本県の全県立学校の女性用トイレに生理用品を設置してはどうかと考えるが、教育長の所見を伺う。

（答）

県立学校におきましては、これまで、児童生徒が、生理用品を急に必要とする場合に、いつでも入手できるよう、各校の保健室に備え、提供しているところでございます。

今般、新型コロナウイルス感染が拡大する中、顕在化した「生理の貧困」の問題は、児童生徒が安心して学校生活を送る上で、重要な課題であると捉えております。

こうした中、東京都では、本年9月から都立学校で、女子トイレでの生理用品配付を開始される予定で、神奈川県においては、6月から、同様のモデル事業を開始されたと伺っております。

県教育委員会といたしましては、こうした他県の状況等を注視しつつ、今後、県の防災備蓄品としての生理用品の更新時の活用など、関係部局と連携して、「生理の貧困」問題への対応について、検討を進めてまいりたいと考えております。